

令和6年11月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年11月8日（金）午後2時30分～午後3時15分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	14	芝 順子
3	山本 美加	9	坂本 一	16	土居 忠栄
5	井上 靖好	10	谷崎 容子	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	4	桑原 宏文	11	遠地 美千代
15	伊勢脇 精藏				

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子	5	宮地 秀之
7	宮地 浩				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎	主事	岡本 ほのか

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（7件）
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）
 第3号議案 非農地証明書の交付について（2件）
 第4号議案 農業振興地域整備計画（案）について
 報告事項 形状変更について（1件）
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年11月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号2番 山崎 秀和 委員、議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号11番 遠地 美千代 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号18番 岡崎 誠 委員、議席番号19番 植俊彦 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、竹島字橋ノ本 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の78歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から約0.5キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、竹島字横田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の63歳の方で、農作業への従事日数は年間220日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機

具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。

現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号3。土地の表示は、竹島字石橋 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は42歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラック、草刈り機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約10メートルの距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号4。土地の表示は、平野字夕谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の51歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕うん機、散粉機、草刈り機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約20メートルの距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、議案書は3ページをご覧ください。

番号5。土地の表示は、平野字中ノ森山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴54年の74歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約2キロメートルの距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

	続きまして番号6。土地の表示は、具同字大谷口 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は32歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、管理機を購入予定とのことです。申請地は自宅から1分の距離となっております。 現在、申請地は畑となっており、取得後は譲受人とその家族が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号7。土地の表示は、荒川字西見上石 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は64歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。農機具につきましては、現在所有しておらず、機械を要する作業は委託して、除草剤の散布や草刈り、水の管理、消毒等を行うとのことです。譲受人の住所は高知市となっておりますが、実家が四万十市にあり、年間150日は帰省して農作業に従事予定とのことです。 現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番から5番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	まず1番ですが、現地は他の農業者がお米を作っていた土地ですが、もう1件、次に出てくる2番と同じ譲渡人が当市におらず買ってほしいとのことで、近くに圃場がある譲受人に取得するようにお願いし、承諾したものです。 次に2番ですが、1番の譲受人がお話を受けて、自分が2筆購入するのではなく、知人である2番の譲受人に話をされ、同意をして今回取得となったものです。 次に3番の場所は非常に分かりにくい場所だったことから案内していただきまして、事前にアが取りをしておりましたが、急遽息子さんが学校の用事でいなくなったということで、義理のお父さんに立ち会っていただきまして、色々現地でお話をお伺いしました。当初はニンニクを植え付けたいということでしたけれども、許可がまだおり

	ていない状態なので植え付けはできないということで今回すぐにはニンニクを植えられないけれども、許可がおりたときから季節に合った野菜を作っていきたいということをお聞きしております。そのようなことから適当であると判断致しました。 4番に関しては10月27日の3時に電話をしまして、4時にお会いできるということで現地でお会いしました。現地確認に行ったところで場所があいまいなところがありましたけれども、地図を見ながらここですねということになりました。正直申しますと、非農地証明かなと思うくらい木が植わってたり、なかなかこれを復元して農地にするのは難しそうに思ったので、これ大丈夫ですかという話を本人にさせていただきましたところ、それ以外の土地でも時間をかけて草刈りをしたり、管理機で耕うんした経緯があるので、これぐらいだったら大丈夫ですということで、何を作られますかという、イモを植え付けて、その方が自営されている喫茶店で提供したいということをお聞きしまして、本人の意向を確認した結果、適当であると判断しました。 次に5番ですけれども、10月26日に電話させていただきました、翌日27日に10時からお会いし、現地を確認し、聞き取りを行いました。現地は綺麗に耕うんがされており、一部はの方が所有のハウスを別の方にお貸ししている状態で、周りも綺麗にされておりました。今回の取得は、地主さんが県外におられ、隣の土地は元から買ってくれないかと相談がありまして、それではということになったお聞きしました。当面何かを植え付ける予定はないということですが、管理はしっかりやっていきたいということで、自分の土地と隣の今回取得する土地を合わせて管理するという話をお聞きしまして、適当であると判断しました。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」6番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	6番についてですが、申請地の状況は畑となっています。10月27日に申請地の現地調査を行いました。畑の周りには、柿の木等の果樹が植えられていて、中央部分には一列ネギが植えられている状態でした。その他は何も植えられていませんが、草などは少なく、最近まで耕作していたと思われる状況でした。その後、譲受人へ電話での聞き

	取り調査を行いました。譲受人は県外からのUターンで会社勤めをしています。現在農地は所有していません。農業についても初心者ですが、親族にアドバイスを受けながら行う予定で、今回取得しようとする農地では、妻と季節野菜を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はないと思われます。 以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」7番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	番号7についてですが、10月29日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを電話で行いました。申請地の現況は田となっております。譲受人は現在高知市で設計事務所の一級建築士をされている方です。 今回取得しようとする農地については、水稻を耕作する予定だそうです。トラクターや田植機といった大きな農機具を要する作業は今耕作してくれている方に委託し、自分で耕作していくということです。周辺の農地に影響はありません。 以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページ・5ページになります。

番号1。土地の表示は、具同字麓 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。10月28日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、具同駅より300メートルに位置する農地で、北側東側は市道、西側は住宅、南側は河川のため周辺に農地はありません。排水計画について、雨水は自然浸透で南側河川へ排水します。雑排水は浄化槽を設置し南側河川へ排水します。

申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2。土地の表示は、具同字南丑ケ谷 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。10月28日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。この度、賃貸用共同住宅を建築するものです。場所については、具同駅より500メートルに位置する農地で、北側は住宅、西側南側は市道、東側の農地の所有者から同意を得ています。排水について、雨水は自然浸透で西側、南側の既存市道側溝へ排水します。雑排水について、浄化槽を設置し、南側の既存市道側溝へ排水します。

申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして番号3。土地の表示は、双海字中平ノ山 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。10月28日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の井上委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、双海サーフビーチより約400メートルに位置する農地で、北側は原野、西側、東側は譲渡人所有の農地、南側の農地の所有者から同意を得ています。排水計画について、雨水は自

	然浸透で西側県道側溝へ排水します。雑排水は合併浄化槽を設置し西側既存県道側溝へ排水します。 申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番・2番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	事務局より報告があったとおり、10月28日に現地調査を行いました。2件とも現況は畑になっています。 まず1番についてですが、北側は道路を挟んで宅地になっています。東側は道路を挟み、川があって畑になっています。南側は川ですね。周辺が住宅地ということもありまして、雨水や生活排水等も適切に行っている土地となっているようです。 以上のことから転用については適当であると考えます。 続けて2番についてですが、この件も宅地に転用するものですが、北側は宅地、南側は道路を挟んで宅地、東側は畑、西側も道路を挟んで果樹などが植えられている畑となっております。周辺が住宅地ということもあって、雨水や生活排水等も適切に行っている土地となっています。 以上のことから転用については適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」3番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	詳細につきましては、先ほど事務局が言ったとおりでございますが、これというおかしなところはありませんでしたが、ちょっといびつな形の土地になってますので、出入り口のところがどうかというところが心配しておりましたけれど、あのとおりでやられるようです。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし

議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。 番号1。土地の表示は中村東町一丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日、地区担当の岡崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に駐車場となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は具同字シレイ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日、地区担当の徳留委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は倉庫が建っている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に建物が建っている状況となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「岡崎委員」1番についてお願いします。
●18番 岡崎委員 （中村地区担当）	10月28日の月曜日9時50分から10時の間、会長、事務局、申請代理人とともに現地を確認しました。先ほど事務局が詳しく説明したとおりですが、現地は道路に面した駐車場となっております。その駐車場もガレージ、シャッター

	付きとコンクリート面にナンバーをふった駐車場です。駐車場の隣の一角には草むらとなっていました。 以上のことから本市非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄してから15年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難かつできない土地ということで非農地証明について、適当であると思います。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」2番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	番号2についてですが、当該地は45年以上前の昭和51年3月に住宅と農地両方から利用できる2階建ての納屋を建て、主に農業用等に利用していたと思われます。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。 それでは1番について説明いたします。借受人は東山地区でピーマンの栽培を予定している認定新規就農予定者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和6年11月8日から令和26年11月7日までの20年間となっております。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」1番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （東山地区担当）	10月24日木曜日に本人に聞き取りを行いました。また、現地確認も行いました。借受人は私の家のすぐ前の空き家に3年ほど前に引っ越してきた青年です。現在は、秋田地区のピーマン農家で研修中だそうです。来年作より自立して、自分のハウスで栽培すると意欲的に話しておりました。借受人は適当であると考えます、以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。議案書に同封

	しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1。土地の表示は西土佐下家地字シリタカ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。10月7日に現地へ向かい、地区担当の桑原委員および宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地確認したところ、既に休耕地となっている状況です。道路下の土地にあり大雨による浸水被害や利便性が悪いことから、道路の高さまでかさ上げをするものです。 なお、隣接する農地はありません。施行区域の面積が1,000㎡を超えるため市環境保全条例に基づき工事計画届出書の手続きがされております。形状変更後は畑として耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和6年10月11日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。 地域計画の座談会やアンケート等についてです。中村地域について、大川筋地区のアンケートを集計しました。大川筋地区の座談会は11月15日に行う予定です。 次に西土佐地域ですが、江川崎地区①である「方の川、西ヶ方、下方、館、用井」のアンケートを送付しており、9月30日を締め切りとしていました。座談会は、11月28日(木)、西土佐総合支所2F 大会議室 を予定しています。座談会の案内は11月5日に送付しました。担当である農業委員さん、推進委員さんは、参加者の人集めも、ご協力よろしくお願ひします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。
事務局	推進委員募集についてです。弘井推進委員から一身上の都合により辞職届が提出されました。10月31日をもって

	して退職となっております。その欠員補充のため、西土佐の推進委員の募集を12月に行います。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年11月8日

議長 清水 優志

署名委員 岡 崎 誠

署名委員 植 後 亨